

子どもによる医薬品の誤飲事故に注意！

今般、消費者庁消費者安全調査委員会より、子どもによる医薬品の誤飲事故に係る事故等原因調査の経過報告が取りまとめられ、調査委員会から消費者庁長官に対し、意見が提出されました。経過報告では、子どもによる医薬品の誤飲事故が増加傾向にある一方で、誤飲事故を知らない保護者が多いことが指摘されています。

医薬品を誤飲すると、場合によっては入院を要するような重篤な健康被害を生じるおそれがあります。お子さまのいる御家庭で医薬品を補完する際の注意点や、誤飲事故が発生した際の対処についてお知らせします。

～医薬品を保管する際に注意すべきこと～

5か月くらいになると、赤ちゃんは物をつかめるようになり、つかんだ物を何でも口の中に入れてようとします。お子さまがいる御家庭では、医薬品の誤飲事故を防ぐため、以下のことに気を付けましょう。

○子どもの手の届かない、見えない所に保管しましょう

1メートル以上の高さの場所や扉のある場所などに置いていても、子どもが踏み台などの足場を使ったり足場を持ってくるなどして取り出してしまうケースがあります。鍵のかかる場所に置く、取り出しにくい容器に入れるなど、複数の対策を講じましょう。

○服用後はそのまま放置せず、元の安全な場所に片付けましょう

普段は子どもの手や目の届かない場所に保管していても、服用後に保管場所に戻し忘れたものを子どもが誤飲する事故がみられます。服用後は速やかに元の安全な場所に片付けましょう。また、子どもの興味をひかないよう、医薬品を出し入れする行為や医薬品を飲む行為を子どもに見せないようにしましょう。

○特にリスクの高い医薬品については、細心の注意を払きましょう

大人用の医薬品を誤飲する事故が目立ちます。特に、向精神薬（催眠鎮静剤、抗不安剤、精神系作用剤など）、血糖降下剤、気管支拡張剤、降圧剤は入院を要するような重篤な健康被害を生じるおそれがありますので、厳重に管理しましょう。

◎問い合わせ先

小児救急電話相談

☎ #8000（通話料は相談者負担）

公益財団法人日本中毒情報センター 中毒110番

☎ 大阪 : 072-727-2499（24時間対応）

☎ つくば : 029-852-9999（9～21時対応）

～中皮腫や肺がんなど、石綿による疾病の補償・救済について～

中皮腫や肺がんなどを発症し、それが労働者として石綿ばく露作業に従事していたことが原因であると認められた場合には、労災保険法に基づく各種の労災保険給付や石綿救済法に基づく特別遺族給付金が支給されます。

石綿による疾病は、石綿を吸ってから非常に長い年月を経て発症することが大きな特徴です。

中皮腫などでお亡くなりになられた方が過去に石綿業務に従事されていた場合には、労災保険給付等の支給対象となる可能性がありますので、まずはお気軽に最寄りの都道府県労働局又は労働基準監督署にご相談ください。

◎問い合わせ先

北海道労働局 ☎ 011-709-2311

留萌労働基準監督署 ☎ 0164-42-0463

青年国際交流事業に参加しませんか

内閣府では、日本と世界各国の青年との交流を通して、相互理解と友好を深め、広い国際的視野とリーダーシップを身に付けた次代を担うにふさわしい青年を育成するため、青年国際交流事業を実施しています。

日本代表青年として各国の選抜された青年と研修・交流を行い、自分を成長させてみませんか。

現在、平成28年度に実施する国際青年育成交流／日本・中国青年親善交流／日本・韓国青年親善交流／「東南アジア青年の船」事業／次世代グローバルリーダー事業「シップ・フォー・ワールド・ユース・リーダーズ」／地域課題対応人材育成事業「地域コアリーダープログラム」の参加青年を募集しています。

◎問い合わせ先

内閣府青年国際交流担当

☎ 03-6257-1434

web…<http://www.cao.go.jp/koryu/>

北海道総合政策部知事室国際課

☎ 011-204-5114

※平成28年度内閣府青年国際交流事業の概要及びスケジュールは、内閣府青年国際交流事業のホームページ (<http://www.cao.go.jp/koryu/>) でお知らせいたしますので、ご確認ください。